

プロジェクト **リース**項目 **第 484 回企業会計基準委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料では、第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

サブリース取引

2. 事務局が提案する方向性について同意する。
3. 結論の背景において、サブリースにおける受取リース料を「受け取る権利が生じるまでは、受取リース料が発生している場合でも損益には計上しない」としているが、「受取リース料が発生している場合でも」が分かりにくいので文案を再検討いただきたい。

(パススルー型のサブリースについて)

4. 範囲を限定した上で貸借対照表における例外的な取扱いと位置づけ、補完的に開示を求めていくという事務局の提案に同意する。
5. 「パススルー型のサブリース」という用語は、定義された用語ではないため「サブリースの例外的な取扱い」や「ヘッドリースについてリース負債等を計上しないサブリースの取扱い」など、より一般化した表現に見直してはどうか。
6. パススルー型のサブリース取引の会計処理の要件において「サブリースから受け取る金額の一定割合である」とするのは、結果的ではなく、契約上で事前に決まっている割合を意味するものであることを明確化してはどうか。
7. パススルー型のサブリース取引の 3 つの要件を満たす取引について、収益及び費用を総額で会計処理する取引が存在するか疑問であり、ほとんどの取引が純額で会計処理すべき取引なのではないか。

(サブリースの中間的な貸手の取扱いについて)

8. サブリース取引におけるリースの分類については、現在価値基準と経済的耐用年数基準の具体的な分類の前に、経済的利益とコストの大部分が移転しているという原則的な考え方を明示的に示す方が判断する際の助けになると考える。
9. サブリース取引における使用権資産の公正価値の説明は、文章の順序を変更することで理解が容易になると考える。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案

10. リース負債の時価注記に関して IFRS や米国基準と安易に結びつけて開示不要という判断はすべきではないと考えるが、利用者の立場としては、借入金や社債と異なりリース負債については時価を簿価と必ずしも比較していないと考えられるため、コストとの見合い等からも、リース負債について時価注記を求めないという考え方は受け容れることができる。
11. リース負債の開示を不要とする考えについては賛成である。一方で貸手の開示について、今まで開示しているから継続するという判断はやや安易に感じられる。国際的に開示が求められていないということであれば、利用者の便益と作成者のコストを比較して開示の対象外とすることを検討してはどうか。

以 上